

■交通機関

鉄道及び路線バス等の公共交通機関は、広範囲に整備されており、日常生活の重要な足として大きな役割を果たしています。

■鉄道

(1)乗車券の種類

①普通乗車券

近距離は自動販売機、遠距離や特急券などは駅の窓口で買います。料金は、自動販売機の上部に駅別で表示されています。12歳未満（ただし、小学生は子供）の子供は半額、6歳未満の幼児は大人または子供1人につき2人まで無料です。

②回数券

10枚分の料金で11枚買うことができ、同じ区間を何度も利用するとき、便利です。ただし、使用期限があります。

③定期券

毎日の通勤や通学には定期券が便利です。期間は1か月、3か月、6か月の3種類で、期間が長いものほど割安になっています。

(2)ICカード式乗車券

(Suica(スイカ)とPASMO(パスモ))

定期券にもプリペイド式乗車券にも使えるカードで、読み取り装置を設置したすべての鉄道とバスで現金を使わずに乗車、運賃精算ができます。

Suica(スイカ)はJR東日本で販売しているもので、自動改札機に触れるだけで改札を通過できます。PASMO(パスモ)は、私鉄、地下鉄、バス会社で販売しています。

(3)列車の種類

- 各駅に停車する列車:「普通」
- 主要駅だけに停車する列車:「特急」、「快速」、「急行」

(4)時刻表

時刻表を利用すると、あらかじめ列車の発車時刻と到着時刻を知ることができます。時刻表では、午前、午後という言葉は使わず24時間制で時刻が表示されています。

■交通工具

電車及路線公共汽车等公共交通工具，广泛分布于各地，作为日常生活的重要交通手段，扮演着重要的角色。

■铁路

(1)车票的种类

①普通车票

近距离请利用自动售票机购票，远距离和特急券等请在车站窗口购票。费用均在自动售票机上方按站予以标示。未满12岁（小学生为儿童）的儿童为半额，一个大人或儿童可以免费带两个未满6岁的幼儿乘车。

②回数券

多次利用同一路线时，可以购买回数券，10张的费用可以购买11张。价格优惠，但有使用期限。

③定期券（月票）

每天通勤（上下班）和通学（上下学）利用定期券较为方便。定期券有1个月、3个月、6个月3类，期间越长优惠的幅度越大。

(2) IC卡乘车券（Suica与PASMO）

定期券也可使用预付卡乘车券，在设置读取装置的所有铁路与公共汽车均可不使用现金乘车，可计算车费。

Suica在JR东日本销售，仅触及自动检票机即可通过。PASMO在私铁、地铁、公共汽车公司销售。

(3) 列车种类

- 在各站停车的列车：“普通”
- 仅在主要站停车的列车：“特急”，“快速”，“急行”

(4) 时刻表

利用时刻表时，可以预先了解列车的发车时间和抵达时间。时刻表不使用上午、下午的词汇，均按24小时制标示时间。

■バス

「行き先」はバスの正面上に書かれています。

バスの運賃の支払方法は、現金の他に、定期券や回数券、ICカード式乗車券などがあります。

◇バスを利用するときの注意

- バスによっては、乗車距離にかかわらず一律料金の場合があります。乗るときに料金を支払うこととなりますので、停留所やバスの表示を確認してください。
- 料金を降りるときに支払う場合は、乗ったときに「整理券」という、乗った停留所を示す券を取ってください。
- 降りるときは、降りたい「停留所」の手前でバスに備え付けてあるボタンを押して運転手に知らせます。
- 料金は、バスの内側正面の見やすいところに電光表示されていますので、整理券に書かれてある番号に対応した料金を、降りるときに運転手の横に備えられている「料金箱」のなかに整理券と一緒に入れます。このとき、「つり銭」がいらぬようにあらかじめ小銭を用意しておくとい良いでしょう。
- 12歳未満（ただし、小学生は子供）の子供は半額、6歳未満の幼児は大人または子供1人につき2人まで無料です。
- ICカード乗車券（Suica や PASMO）を使う場合は、乗降口、運賃箱の読み取り部にタッチしてください。

■タクシー

タクシーには車の屋根に会社の名前を入れた「表示灯」がついています。空車のタクシーは、フロントから車外に向け赤く「空車」と表示されています。

タクシーを利用したい時は、駅前などのタクシー乗り場から乗るか、道路を走っている空車のタクシーを止めて乗車することもできます。また、タクシー会社に電話して連絡して呼ぶこともできますが、この場合は追加料金を払います。

日本のタクシーは自動ドアですので、乗り降りする時のドアの開け閉めは、運転手に任せます。

料金は、車の種類（大型・中型・小型）、走行距離、時間帯、地域などの組み合わせによって決まっています。

利用料金は、運転席の横にある「メーター」に表示されます。早朝・深夜や高速道路に乗ったときは割増料金になります。チップの必要はありません。

■公共汽车

“到达站”写在公共汽车前面。

公共汽车车费的支付方法有现金、“定期券”、“回数券”、IC卡乘车券等。

◇乘坐公共汽车时的注意事项

- 有的公共汽车无论距离，票价同一；上车时需支付车费，请就公共汽车站和公共汽车的标示予以确认。
- 车费后付时，上车要拿取表明上车站用的“整理券”。
- 下车时，要在抵达下车车站前按下公共汽车上备有的按钮，以通知司机。
- 票价用发光板表示在公共汽车内正面醒目处，所以在下车时，按照整理券上号码查出对应的票价，把钱和整理券一起放入司机旁边的“收款箱”中。届时应预先准备好零钱，以免在车上换取“零钱”。
- 未满12岁（初小学生为儿童）的儿童为半额，一个大人或儿童可以免费带两个未满6岁的幼儿乘车。
- 使用IC卡乘车券（Suica 或 PASMO）时，请触及车门、车费箱的读取部。

■出租车

出租车在车顶上装有写明公司名称的“标示灯”。出租车为空车时，车前方向车外显示红色“空车”标示。

利用出租车时，可以在站前出租车站乘坐，也可在路上见到空车，招手上车，另外，也可以向出租车公司打电话叫车，但需要追加费用。

日本的出租车门为自动开关，上下车时的车门开关由司机控制。

出租车费根据车的种类（大中小型）、行驶距离、時間帯、地区等综合条件而定。费用在驾驶席旁“计价表”标示。清晨、深夜与利用高速公路时需要追加费用。不要小费。

■自動車の運転

- 日本では自動車や自転車は左側通行です。飲酒運転は絶対にはいけません。

◇日本で運転するためには、次のいずれかの免許証を所持している必要があります。

- 1) 日本の免許証
- 2) ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証(発給から1年、日本に上陸してから1年のいずれか短い期間)
※住民基本台帳に記録されている方が、日本以外の外国に3か月以上の滞在をせず国際免許証を取得し、日本に再入国した際は、日本では運転することはできません。
- 3) 国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域(スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ及び台湾)の免許証(当該免許証を発給した国の領事機関等が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る。)

〈運転免許に関する問合せ先〉

千葉県警察

- 千葉運転免許センター

千葉市美浜区浜田2-1

電話: 043-274-2000

(テレホン案内とFAXサービス、日本語)

- 流山運転免許センター

流山市前ヶ崎217番地

電話: 04-7147-2000

(テレホン案内とFAXサービス、日本語)

- 最寄りの警察署の交通課

<http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html>

■汽车的驾驶

- 日本の汽车は左側行走。切勿酒后驾车。

◇在日本驾驶需要持有以下任意一种驾驶证。

- 1) 日本の驾驶证

- 2) 符合日内瓦条约的国际驾驶证

(自签发之日起1年或抵达日本起1年,以时间较短者为准)

※住民基本台帳上记载の人,未在日本以外的国家居留3个月以上而取得国际驾驶执照后,再次入境日本时,则不得在日本驾驶。

- 3) 属于未发行国际驾驶证的国家或地区,经认可拥有与日本同等水准驾照制度的国家或地区(瑞士、德国、法国、比利时、摩纳哥及台湾)所发行的驾驶证(仅发行该驾驶证的国家领事机构等制作的附日语翻译文的证件。)

〈驾驶证的相关咨询〉

千葉县警察

- 千葉驾驶执照中心

千葉市美浜区浜田 2-1

电话: 043-274-2000

(电话指南与传真服务、日文)

- 流山驾驶执照中心

流山市前ヶ崎 217 番地

电话: 04-7147-2000

(电话指南与传真服务、日文)

- 住家最近的警察署交通課

<http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html>

(1) 自国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え

有効な外国免許を持ち、かつ運転免許の発給を受けた日から通算3か月以上発給国に滞在期間があることが条件です。

確認特例国からの切り替え申請を除き、知識審査及技能審査が必要です。切替えの手続きは、千葉運転免許センターで行われます。

手続きに必要なものは、千葉運転免許センターに事前に確認してください。

※流山運転免許センターでは行われておりませんのでご注意ください。

(2) 日本で新たに運転免許証を取得する場合

自国の免許証を持っていない場合は、新たに日本の運転免許証を取得することになります。日本人と同様に運転免許センターで実施する適性試験、筆記試験及び技能試験を受け、合格しなければなりません。

日本では一般的に、あらかじめ専門の学校(自動車学校)に通い、運転免許証を取得するための学科及び技能の教習を受けます。自動車学校を卒業した場合は、運転免許センターでの技能試験が免除され、適性試験、筆記試験のみになります。(筆記試験は、正誤式で日本語・のほか複数の外国言語(英語、中国語等※詳しくは県警ホームページをご覧ください)から選択して受験することができます。)

※参考

「交通の教則」

(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語)

(一般社団法人) 日本自動車連盟 (JAF)にて販売。

(一般財団法人) 全日本交通安全協会発行の「交通の教則」を翻訳した書籍。

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road>

〈運転免許証の取得に必要な書類・手数料〉

免許の種類によって必要な書類、手数料が異なりますので、運転免許センターに確認してください。

(3) 運転免許証の更新

運転免許証の有効期間は3回目の誕生日の1か月後までです。その後3年に1度(優良運転者の場合は5年に1度)更新しなければなりません。

(1) 将本国の驾驶证更换为日本的驾驶证

条件为持有有效的外国驾驶证，且从领取驾驶证之日起，合算在发行国停留3个月以上。

除确认特例国的更换申请外，需要进行知识审查及技能审查。

更换手续在千葉驾驶证中心办理。

手续所需的物品请向千葉驾驶证中心事先确认。

※流山驾驶证中心不能办理，敬请注意。

(2) 在日本取得新的驾驶执照时

在不持有本国驾驶执照时，必须在日本取得新的驾驶执照。要与日本人一样到驾驶执照中心，通过适性考试、笔记考试和技能考试并合格。

在日本一般需要在专门的汽车驾驶学校学习规定学科及技能，以取得驾驶执照。

从汽车驾驶学校毕业者，可以免除驾驶执照中心的技能考试，仅接受笔记考试和适性考试(笔试为对错题型，除日语外，还可选择多种外语(英语、中文等※详情请参阅县警本部网站)。)

※参考

“交通守则”

(英语、西班牙语、葡萄牙语、汉语)

(一般社団法人) 在日本汽车联盟 (JAF) 销售。

(一般财団法人) 全日本交通安全协会发行的“交通守则”翻译书籍。

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road>

〈取得驾驶执照必要的证件等资料、手续费〉

各种执照需要的证件等资料、手续费有所不同，请向驾驶执照中心予以确认。

(3) 驾驶执照的更新

驾驶执照有效期为，在您第三次生日后一个月。其后每3年(优秀驾驶者每5年)更新一次。可在驾驶执照中心或附近的警察署办理更新手续。

更新手続きは運転免許センター又は最寄りの警察署で行うことができます。

更新の時期になると、免許証に記載されている住所に、更新の案内のはがきが来ます。誕生日の1か月前から1か月後までの間に手続きをします。詳しくは運転免許センターに確認してください。

(4) 自動車の登録制度

自動車を購入したら陸運事務所に登録する必要があります。この手続きは複雑なので、通常、ディーラーが手続きを代行してくれます。

自動車を登録する場合には、自動車重量税、自動車取得税、自動車税の納付、自動車損害賠償責任保険への加入、自動車保管場所証明(車庫証明)が必要です。また、印鑑証明又はサイン(在日大使館で証明したもの)も必要です。

- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険): 加入が義務付けられています。
- 任意の保険(任意保険): 自動車損害賠償責任保険は対象や賠償金が限られていますので、それを補うためには、任意の保険に加入しておきましょう。
- 自動車保管場所証明(車庫証明): 自動車の保管場所があることを証明する書類「車庫証明」です。自動車の保管場所を管轄する警察署に申請します。

(5) 自動車の検査(車検)

自動車が安全面や環境面の基準に適合しているかを確認するために、一定期間ごとに自動車の検査(車検)を受けることが義務付けられています。自動車を新規登録した時に新規検査が行われ、自動車検査証が交付されます。次の検査を受けなければならない期限は、自動車検査証に記載されています。

検査は、整備工場に点検整備とともに検査手続きを依頼する方法と、本人が検査手続きを行う方法があり、いずれかを選択します。

費用(検査登録申請料・自動車損害賠償責任保険料・重量税・修理代)は、かなり高額ですので、前もって用意しておきます。

到了更新的时期, 将会发送通知更新的明信片至驾驶证上记载的地址。请在生日的1个月前至1个月之后之间办理手续。

详细情况请向驾驶执照中心确认。

(4) 汽车的登记制度

购入汽车后, 需要到陆运事务所进行登记。由于手续复杂, 一般是由经销商代理登记手续。

汽车登记时, 需要办理汽车重量税、汽车取得税、汽车税纳付和汽车损害赔偿 responsibility 保险的加入, 取得汽车保管场所证明(车库证明)等。另外, 还需要印鉴证明或签名(在日大使馆证明)。

- 汽车损害赔偿 responsibility 保险(自赔责保险): 有加入义务。
- 任意加入的汽车保险(任意保险): 汽车损害赔偿 responsibility 保险就对象与赔偿金有限制, 为了予以弥补, 应加入任意保险。
- 汽车保管地点证明(车库证明): 证明有汽车保管场所的文件——“车库证明”。请向管辖汽车保管场所的警察署进行申请。

(5) 汽车的检查(车检)

为了就汽车是否符合安全和环境方面的标准进行确认, 法律规定有义务按一定期间接受汽车检查(车检)。汽车初次登记时需进行初次检查, 交付汽车检查证。汽车检查证记载着必须接受第二次检查的期限。

检查分为委托整備工場进行点検整備并办理检查手续和本人办理检查手续的两种方法, 可以任意选择。

费用(检查登记申请费、汽车损害赔偿 responsibility 保险费、重量税、修理费)相当高, 请作好准备。

■ 原動機付き自転車（原付バイク）

原動機付き自転車（原付バイク）に乗るには免許が必要です。原動機付き自転車（原付バイク）を購入したときは、現在住んでいる市区町村に登録し、年1回、軽自動車税を払わなければなりません。

■ ペダル付き電動バイク

ペダル付き電動バイクは自転車ではありません。運転するためには、免許、ナンバープレート取り付け、自動車損害賠償責任保険への加入が必要です。運転する前に、必要な資格、ルールを確認してください。

■ 日本の交通ルール・マナー

◇歩行者のルール

- ① 歩道があるところでは、必ず歩道を通ってください。
- ② 歩道がないところでは、道路の右側を歩いてください。
- ③ 道路を横断するときは、信号があるところでは信号に従い、信号のないところでは、横断歩道を利用してください。その場合は、左右の安全確認をして、車が止まってから渡りましょう。
- ④ 道路への飛び出しは絶対にしてはいけません。
- ⑤ 夜間には、反射材を身につけるか、明るい服装を心掛けましょう。
- ⑥ 「歩行者横断禁止」標識のある場所では、横断してはいけません。

◇自転車の安全利用のルール

自転車に乗る前のルール

- ① 自転車保険に加入しましょう。
- ② 点検整備をしましょう。
- ③ 反射器材を付けましょう。
- ④ ヘルメットをかぶりましょう。
- ⑤ お酒を飲んだら絶対に運転はやめましょう。

自転車に乗る時のルール

- ① 自転車は車道通行が原則です、車道を通行するときは道路の左端に寄って通行してください。
- ② 歩いている人を優先しましょう。
- ③ 傘さし、スマホなどのながら運転はやめましょう。
- ④ 交差点では安全確認をしましょう。
- ⑤ 夕方からはライトをつけましょう。

■ 附原動機自転車

騎乗原動機自転車需要办理执照，购买原動機自転車時，需要向现在居住的市区町村进行登记，每年必须支付1次轻型汽车税。

■ 带踏板的电动摩托车

带踏板的电动摩托车不是自行车。驾驶车，必须持有驾照、车牌和加入汽车责任保险。驾驶前请确认所需的资格和规则。

■ 日本的交通规则・礼仪

◇行人规则

- ① 有人行道的地方一定要走人行道。
- ② 没有人行道的地方请靠右行走。
- ③ 横穿马路时，有红绿灯的地方请遵守红绿灯，没有红绿灯的地方请走人行横道。此时请确认左右的安全，等车停下后再通过。
- ④ 绝对不可冲上马路。
- ⑤ 夜间请注意穿戴反射材料或明亮的服装。
- ⑥ 在有“禁止行人横穿”标识的地方则不能横穿。

◇自行车的安全使用规则

骑自行车前的规则

- ① 加入自行车保险
- ② 检查和维修您的自行车
- ③ 装上反光装备
- ④ 戴上安全帽
- ⑤ 切勿酒后骑车

骑自行车的规则

- ① 自行车原则上在车道骑行。在车道时请靠道路左端骑行。
- ② 行人优先。
- ③ 请勿撑伞骑行、骑行时打手机。
- ④ 十字路口请确认安全。
- ⑤ 傍晚后请打开车灯。

・防犯登録

自転車には、盗難にあった場合や、落とし物として届けられた場合などの返還の手がかりとするため、防犯登録が義務付けられています。防犯登録は、自転車を販売している店などで手続きをしてくれます。

・自転車等放置禁止区域：駅前などには、自転車等の放置禁止区域を定めています。放置禁止区域は標識で表示されています。この区域に自転車やバイクを駐輪した場合は撤去され、撤去にかかった費用や保管料を請求されますので、駐輪する際にはよく確認してください。

◇自動車運転者のルール

- ①交通法規を守り、交通信号、交通標識、道路標識に従ってください。
- ②運転免許を持っていない人やお酒を飲んだ人は、絶対に自動車の運転をしてはいけません。
- ③自動車に乗るときは、シートベルトを必ず着用しましょう。6歳未満の幼児を乗せるときは、チャイルドシートを使用しなければなりません。

◇交通事故相談

交通事故にあった場合、損害賠償など様々な問題が生じます。交通事故にあってお困りの方のために、千葉県では、経験豊富な相談員が相談に応じる交通事故相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は守られます。また、相談は日本語になります。

<千葉県交通事故相談所>

・本所(千葉県庁本庁舎2階)

千葉県中央区市場町1-1
電話 043-223-2264

・東葛飾支所(東葛飾地域振興事務所4階)

松戸市小根本7
電話 047-368-8000

・安房支所(安房地域振興事務所1階)

館山市北条402-1
電話 0470-22-7132

・防犯登記

为了自行车被盗或失物招领等办理返还手续所需，法律规定有义务办理防犯登记。防犯登记在销售自行车的店铺等办理手续。

・自行车等禁止停放区域：在站前等处设定了自行车等禁止停放区域。禁止停放区域以标识予以标示。在这个区域停放自行车和摩托车时将撤去，并将收取撤去所需费用和保管费，请放车时认真予以确认。

◇汽车驾驶员的规则

- ①遵守交通法规，遵守交通信号、交通标识、道路标识。
- ②没有驾照或喝酒的人，绝对不能开车。
- ③乘坐汽车时，一定要系好安全带。未满6岁的儿童乘坐时，必须使用儿童座椅。

◇交通事故咨询

遭遇交通事故时，会发生损害赔偿等各种问题。针对遭遇交通事故而陷入困境的人士，千葉县开设了交通事故咨询所，由经验丰富的咨询员提供服务。咨询为免费，并保守秘密。咨询为日语。

<千葉县交通事故咨询所>

・本所(千葉县厅本厅舎2楼)

千葉市中央区市場町1-1
电话：043-223-2264

・东葛饰分所(东葛饰地区振兴事务所4楼)

松戸市小根本7
电话：047-368-8000

・安房分所(安房地区振兴事务所1楼)

馆山市北条402-1
电话：0470-22-7132

相談時間 午前9時～12時 午後1時～5時
(土日、祝日、年末年始除く)

*県内34市町を巡回して、交通事故相談を行っています
ので、相談日時などについて、最寄りの交通事故相談所
にお問合せください。

咨询时间 上午 9:00～12:00、下午 1:00～5:00
(星期六、星期日、节假日、年末年初除外)

*在县内 34 市町巡回提供交通事故咨询。关于咨询日期
等，请向最近的交通事故咨询所询问。